

東大和市公共建築物環境配慮整備方針

1 方針策定の背景、目的

東大和市では『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、市の事務及び事業に関して、温室効果ガス排出量の削減推進に向けた『東大和市地球温暖化対策実行計画』を策定し、率先した環境配慮行動による温室効果ガスの削減及び積極的な情報発信に努めてまいりました。

また、令和3(2021)年度には『第四次東大和市地球温暖化対策実行計画』を策定し、温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の推進、職員への意識向上を分野別の具体策として掲げ、各取組を推進することとしています。

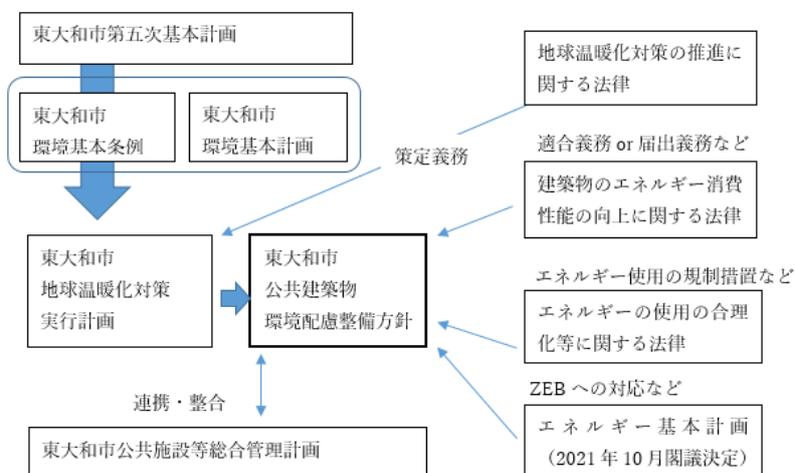
市の公共建築物は、数十年以上の長期にわたって使用されることから、計画段階における環境配慮が不十分な場合、負の影響は長期にわたるため、建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）及び修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備の設置等の改修をいう。以下同じ。）を行う際に、環境に配慮した躯体構造、設備を導入することが重要となります。

これらのことから、市の公共建築物の整備を行う際の環境配慮事項に関する基本的な考え方をまとめた『東大和市公共建築物環境配慮整備方針』を定め、環境に配慮した公共建築物の整備に取り組むことを目的とします。

2 本方針の位置づけ

本方針は、「第四次東大和市地球温暖化対策実行計画」における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減に資する内容となっています。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上を図る「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）」への適合や、国の「エネルギー基本計画」にも対応するなど、市として公共建築物の省エネ化、再生可能エネルギー導入等の環境配慮の取組を推進するための方針として位置づけます。



3 対象範囲について

市の公共建築物(非住宅)の建築及び修繕等を対象とし、街路灯における高効率照明などの準用が可能なものについても適用します。また、本方針の推進については、財政負担の平準化や軽減を図るとともに、国や東京都の補助制度等を活用しながら推進していくことが必要になります。

4 目指すべき環境性能

建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的とした「建築物省エネ法」では、床面積300㎡以上の非住宅建築物(特定建築物)については、新築時等における建築物エネルギー消費性能基準(以下「省エネ基準」という。)への適合が義務化されています。さらに高い基準として、新築時の一次エネルギー消費量を「省エネ基準」と比較し、20%削減することと、外皮性能基準をクリアすること等を定めた「誘導基準」が示されています。

	省エネ基準(適合義務)	誘導基準
一次エネルギー消費量基準 (BEI)	新築 1.0 既存 ※1 1.1	新築 0.8 既存 ※1 1.0
外皮性能基準 (PAL)	—	新築 適用 ※2 既存 ※1 なし

※1 平成28年4月1日に現に存する建築物の部分

※2 外皮性能に関する基準が「適用」されるという意味

令和3(2021)年10月に閣議決定された国の「第6次エネルギー基本計画」では、「建築物省エネ法」や「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に基づく規制措置強化と支援措置の組み合わせを通じ、既築住宅・建築物についても、省エネルギー改修や省エネルギー機器導入等を進めることで、2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。」とされています。市の公共建築物の省エネ化を図るため、建築物省エネ法や第6次エネルギー基本計画を踏まえて、本方針では以下の環境性能を目指していくこととします。

(1) 目指すべき省エネルギー性能

太陽の光や自然の風を取り入れるなどの自然エネルギーの利用や、ひさし等による日射の抑制、外皮の断熱性能の向上等により、快適な室内環境を実現しながら、エネルギーを消費する設備に依存しない公共建築物を目指します。施設の機能として必要不可欠な設備については、効率の高い機器の採用など、設備・システムの高効率化を行い、省エネルギー化を図ります。特に照明設備については、市の公共建築物(非住宅)の照明器具をすべてLED化することを目指します(LED化は特に重点的な取組として、すべての施設で推進していく

こととします)。

また、建築物省エネ法を踏まえ、市の床面積2000㎡以上の公共建築物(非住宅)の新築においては「省エネ基準」と比較し、20%の一次エネルギー消費量の削減を目指します。これは『第四次東大和市地球温暖化対策実行計画』の中期目標(2030年度までに温室効果ガス排出量を50%削減)を目指した目標値となります。その他、市の床面積300㎡以上2000㎡未満の公共建築物(非住宅)の新築及び床面積300㎡以上の公共建築物(非住宅)の増築又は改築の際には、義務付けられている「省エネ基準」に適合するようにし、300㎡未満の公共建築物(非住宅)の建築及び公共建築物(非住宅)の修繕等については建築物省エネ法に定められる省エネ基準への適合義務は設けられていませんが、後述する「5 省エネルギー、再生可能エネルギー活用に向けた技術的項目」に該当する項目については、導入の検討等を行うものとします。

対象建築物	行為の内容	目指すべき基準 (BEI：一次エネルギー消費量の基準等)
床面積2000㎡以上の公共建築物※1	新築※2	適合義務がある「省エネ基準」と比較し、20%の一次エネルギー消費量の削減 (BEIの誘導基準)
床面積300㎡以上 2000㎡未満の公共建築物	新築	義務付けられている省エネ基準に適合する (BEIの省エネ基準)
床面積300㎡以上の公共建築物	増築 又は改築	
床面積300㎡未満の公共建築物	建築※3	一次エネルギー消費量基準への適合義務は設けられていない (技術的項目の導入の検討等を行う)
公共建築物	修繕等※3	

※1 公共建築物は非住宅に限る。

※2 恒久的に利用するものに限る。

※3 建築とは建築物の新築、増築又は改築をいう。修繕等は建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備の設置等の改修をいう。

(2) 目指すべき再生可能エネルギー性能

太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギー発電設備については、市の床面積2,000㎡以上(参考：東京都建築物環境計画書制度)の公共建築物(非住宅)の建築及び修繕等に合わせて、設置の検討を行うこととします。また、東大和市国土強靱化地域計画に基づき、防災設備としても各公共建築物(非住宅)での通常時は常態電源の補助電源とし、緊急時又は

災害時には非常用電源として活用し、環境配慮面と防災対応力強化の二重の面での必要性を含めて設置の検討を行うこととします。

なお、これらの設置の検討にあたっては、設計段階までに財政的な観点を含め、総合的に検討するものとします。

対象建築物	行為の内容	目指すべき基準
床面積2,000㎡以上の公共建築物 (非住宅)	建築及び修繕等※	導入可能な出力の太陽光発電 設備 (設置の検討を行う)

※建築とは建築物の新築、増築又は改築をいう。修繕等は建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備の設置等の改修をいう。

(3) 効率的かつ効果的な導入

次の「5 省エネルギー、再生可能エネルギー活用に向けた技術的項目」については、導入時の施設状況を鑑みて、要素ごとに改修するのではなく、電気系統の工事や、施工箇所の重複など、関連する要素がある場合は併せて一体的な改修を行うなど、合理的な工事の実施を検討していくこととします。また、設備投資にかかった費用を、長期に利用することで回収していく観点から、今後長く使用する施設を優先的に対象として、工事の実施を検討していくこととします。

5 省エネルギー、再生可能エネルギー活用に向けた技術的項目

環境・エネルギー技術の活用とエネルギーの効率的な利用等を図りながら、環境に配慮した公共建築物の設計における技術的項目を分野別に整理しました。

公共建築物の規模、用途、特性に合わせ、各項目における技術的項目を参考に配慮を行い、これらの手法を組み合わせ、総合的な省エネルギー、再生可能エネルギー活用の推進に努めていくこととします。

(1) 空調設備

1-1 効率的な空調方式の導入

それぞれの対象となる居室空間を考慮し、中央空調方式と個別空調方式のそれぞれにおけるエネルギー使用量の比較等を行い、効率的で適切な空調方式の導入を検討する。

1-2 省エネ性・メンテナンス性の高い機器やCO₂排出量の少ない機器の採用

ア) 中央空調方式の熱搬送設備における電動機及びパッケージエアコン等の個別空調は、高効率機器(トップランナー制度に該当する機器においては、その基準を満たすもの。)の導入を推進する。

イ) 中央空調方式の熱搬送設備における電動機はインバータ制御を推進する。

- ウ) パッケージエアコンは効率低下を防ぐため、フィルターの自動洗浄機能を有する機種や、フィルターの清掃が容易な機種（昇降パネル式等）などを検討項目に含め、導入を推進する。
- エ) 電気ヒートポンプ、ガスヒートポンプの比較検討をする場合は、省エネ性、メンテナンス性、CO₂排出量等を考慮し、導入を検討する。

1-3 負荷の変動や室内の状況に応じた運転制御

- ア) 中央空調方式の熱源設備、熱搬送設備は、部分負荷に対応する効率的な制御ができるように台数制御が可能となるシステムの導入を推進する。
- イ) 中央空調方式は、室内の空調負荷に応じた運転制御を行うことができるように、インバータ制御等による可変風量システム及び可変流量システムの導入を推進する。
- ウ) 換気設備の状況に応じて空調負荷軽減のため、室内CO₂濃度に応じた外気取入量制御の導入を検討する。

1-4 エネルギーマネジメントシステムとの連携による空調制御及び運転分析

空調設備の状況に応じて空調を行う区画ごとの温度・湿度の把握及び、空調効率の改善に必要な事項の計測に必要なセンサー等を設置し、適切な空調の制御及び運転分析の導入を検討する。

1-5 省エネ面を考慮した室外機設置場所の選定

室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、周辺の状況、集積する場合の通風状態等を考慮する。

(2) 換気設備

2-1 効率的な換気方式の採用

マイコン制御機能付き全熱交換器など、建築物の特性に応じて効率的な換気方式・機器の導入を推進する。

2-2 省エネ性・メンテナンス性の高い機器の採用

- ア) 換気扇は、消費電力の少ないDCモーターを採用した機種の導入を推進する。
- イ) 大風量の送風機は、インバータ制御機器の導入を推進する。
- ウ) 換気設備の効率低下を防ぐためにフィルター交換や羽根の清掃が容易な機種（昇降パネル式等）の導入を推進する。

2-3 室内の状況に応じた運転制御

使用状況にあわせて、温度、湿度、CO₂濃度、人感センサーやタイマー機能を活用す

るなど、効率的な換気の実施を推進する。

(3)給湯・ボイラー設備

3-1 用途に応じた給湯方式

- ア) 使用頻度や給湯量に応じて、ボイラー式、電気温水器、ガス給湯器の使い分けを行う。
- イ) 使用量が少ない場合には局所式(個別式)にする等の措置を講じるよう推進する。

3-2 省エネ性・メンテナンス性の高い機器やCO₂排出量の少ない機種を採用

- ア) 高効率機器(自然冷媒ヒートポンプ給湯器等)の導入を推進する。
- イ) ガス湯沸かし器は、使用量に応じて潜熱回収型ガス給湯器の導入を推進する。
- ウ) ボイラーは、廃熱回収機能を有する機種の導入を推進する。
- エ) 給湯負荷が安定的かつ大きい施設には、ガスエンジン、燃料電池等を利用したコージェネレーションシステムや太陽熱温水器の導入を検討する。

3-3 給水・給湯負荷に応じた運用への対応

負荷変動が大きい施設へは、発停によるロスを少なくするため、ボイラーは多缶設置の導入を推進する。

3-4 計測器の設置による効率的な運転への対応

- ア) 中大型のボイラーには、ボイラーの過剰空気率を測定するため、排気ガス酸素濃度計の導入を検討する。
- イ) 都市ガス使用施設には、必要に応じてガス負荷計測器の導入を検討する。

(4)給排水衛生設備

4-1 省エネ性・メンテナンス性・節水性の高い機器の採用

- ア) ポンプ設備は、高効率機種の導入を推進する。
- イ) 衛生機器は、節水型の導入を推進する。
- ウ) 手洗い器用自動水栓の導入を推進する。

4-2 雑用水道の導入

水資源の有効利用を図るために、雨水や再生水などの雑用水の利用を検討する。

(5)エネルギーマネジメントシステム

5-1 エネルギーの総合的な管理、見える化

- ア) 大規模施設の建築時においては、建築物の特性に応じて中央監視機能(中央監視装

置、エネルギーマネジメントシステム)の導入を検討する。

- イ) エネルギーマネジメントシステムを導入した際は、総合的なエネルギーの管理・見える化の実施を推進する。

5-2 デマンド監視によるピーク電力の低減

高圧で受電する施設はエネルギー使用量の状況に応じてエネルギーマネジメントシステム、デマンド監視装置等によるデマンド監視機能の設置を検討する。デマンド監視は「警報」、「警報+負荷遮断」またはエネルギーマネジメントシステム等との連携による「警報+負荷制御」を検討する。

(6)受変電設備

6-1 エネルギー損失の少ない機器の採用

- ア) 変圧器は高効率機器(トップランナー制度に該当する機器においては、その基準を満たすもの)の導入を推進する。
- イ) 受電力率を95%以上とすることを目標に進相コンデンサの設置を推進する(最大負荷時の力率を95%に設定することにより定常負荷時には100%の力率が期待できる)。

(7)照明設備

7-1 省エネ性の高い高効率機器の導入

照明器具はLED照明を導入する。

7-2 適正照度の設定及び照明配置の工夫による効率的な照明計画

JISの照度基準に留意しながら、現状設備の照度や使用状態を踏まえて、明るさの照度設定を行う。

7-3 昼光の有効利用、不必要照明の消灯・減光

- ア) 外光が入る部分(窓際)については、照度センサーによるゆるやかな照度補正(連続調光)の実施を推進する。
- イ) 照明のスイッチは必要な場所のみ点灯できるよう点灯範囲を細分化し、照明スイッチに点灯範囲の表示をする。
- ウ) トイレには不必要な点灯を防止するため、人感センサーを導入する。廊下・階段部分等についても人感センサーの導入による消灯や調光(減光)機能の導入を推進する。

(8)エレベーター

8-1 省エネ性・メンテナンス性の高いエレベーターの導入

- ア) 待機中は天井照明や換気装置を自動休止させるなどの消費電力の少ないかごの導入を推進する。
- イ) 建物の形状や設置スペースを考慮しつつ、マシンルームレスエレベーターなど環境に配慮した駆動方式のエレベーターの導入を検討する。

(9)建築物の仕上げ等

9-1 建物の屋根や外壁・窓・床への断熱や高い遮熱性能を持つ資材の導入

- ア) 工事の計画に応じて、建築物の外壁の断熱性の向上に資する施工方法の導入を検討する。
- イ) 屋根や外壁に遮熱性能を持つ熱反射塗料などの資材の導入を検討する。
- ウ) 窓ガラスには、複層ガラス等断熱・遮熱性能の高いガラスの採用や断熱フィルム貼を検討する。

9-2 日射負荷の低減

- ア) 外部に面した窓には、夏は日射を遮蔽し、冬は室内への日射の取り込みが可能な庇やルーバー等の設置の検討を行う。
- イ) 日射負荷の低減に配慮し、建物の向き、部屋の配置、室外機設置場所を検討する。

9-3 自然採光、自然換気の活用

- ア) 自然採光の活用による照明負荷低減のため、窓にライトシェルフの設置の取組を検討する。
- イ) 自然風の取り入れによる空調負荷軽減のための窓の配置計画などを検討する。
- ウ) 吹き抜け部や大空間では、温度差換気などの自然換気を活用し、建物の立地場所における風向、風速、道路騒音や周辺建物による影響を確認し検討する。

9-4 再生可能エネルギー導入への配慮

屋上に太陽光発電パネルの設置を行う際は、屋根の構造、スペース及び利用効率の良い勾配や方位に配慮する。

(10)再生可能エネルギー等

10-1 再生可能エネルギーの積極的な導入

- ア) 太陽光発電設備等の積極的な導入について推進する。
- イ) 給湯負荷が安定的かつ大きい施設には、太陽熱温水器の導入を検討する。

10-2 再生可能エネルギーの活用による電力需要平準化

ピークシフトの効果が期待できる施設については、太陽光発電設備、蓄電池、エネルギ

ーマネジメントシステム等の組み合わせによりピークシフトが可能となるシステムの導入を検討する。

10-3 指定避難所及び広域避難所で停電時にも活用できる再生可能エネルギー導入
避難所においては、停電時自立運転機能付きとし、停電時に使用できる非常用コンセントの設置を検討する。また、非常用発電機との役割分担を考慮したうえで、太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等の組み合わせにより、夜間の停電時にも活用できるシステムの導入を検討する。

(11)地域環境への配慮

11-1 緑化

- ア) 敷地内緑化の積極的な導入を推進する。
- イ) 壁面や屋上緑化の導入を積極的に推進する。

11-2 雨水の流出抑制

- ア) 敷地内の雨水排水に雨水浸透側溝や雨水浸透柵の導入を推進する。
- イ) 駐車場や歩道の整備に透水性舗装や保水性舗装の導入を推進する。
- ウ) 地表面を舗装せず、保水機能を向上させるため緑化等の実施を推進する。

(12)環境負荷低減への配慮

12-1 再生資材の活用やグリーン購入の推進

- ア) 廃棄物等から建築資材として製品化された「再生材製品」の利用促進を図る。
- イ) グリーン購入法適合品の使用など、環境への負荷の少ない物品等の購入を推進する。

(13)EV充電設備

13-1 設置場所に適した充電設備の導入

- ア) 庁用車だけの充電設備については、原則、普通充電器の導入を検討する。
- イ) 利用者の駐車場など不特定多数の利用が想定される場所の充電設備については、急速充電器の導入を検討する。
- ウ) 充電の設備の設置方法については、屋外電源からの引き込み又は屋内電源からの引き込み等、充電設備の設置箇所や設置施設の配線状況により効率的な施工方法を検討したうえで導入を検討する。

6 改訂

『東大和市地球温暖化対策実行計画』をはじめ、新しい省エネルギー、再生可能エネルギー技術の動向や各種法令の改正等を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

7 適用

本方針は、令和4年10月17日から適用する。

用語集

一次エネルギー消費量

建築物のエネルギー消費性能を評価するときの評価指標のひとつで、建物の利用に伴う直接的なエネルギー消費量をいう。この数値が小さいほど省エネの程度は大きい。非住宅建築物については、空気調和設備、空調設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備、エレベーター、その他(OA機器等)の一次エネルギー消費量を合計し、エネルギー利用の効率化設備によるエネルギー消費削減量を減じた消費量を算定すること。

インバータ制御

直流電力を交流電力に切り替える変換装置で、照明などの電力消費量を少なくする安定器のこと。

雨水浸透枳

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備。

エネルギーマネジメントシステム(EMS)

施設内の使用電力を見える化した上で、使用電力を制御してくれるシステム。正確なエネルギー消費の情報(どの時間帯、どの場所でどれほどの量等)を自動で把握し、効率的に省エネを行える。

温度差換気

室内外の温度差によって生じる圧力差を利用して換気をする方法。自然換気の一つ。

ガスヒートポンプ(GHP)

ガスエンジンで室外機のコンプレッサーを駆動させ、ヒートポンプによって冷暖房を行う空調システムです。

主なメリット：急速暖房。受変電設備不用。契約電気の基本料金削減。

主なデメリット：初期導入費用が比較的高い。

個別空調方式(空調システムの個別熱源方式)

熱源を分散させて配置し、冷媒配管を使用して熱輸送して各階あるいは空調のゾーンごとに空調する方式。

主なメリット：各部屋で入切、温度調整ができる。時間外業務でも使用箇所のみが運転が可能。

主なデメリット：室外機スペースが必要。比較的耐用年数が短い。

主な熱源機：ルームエアコン、パッケージエアコン、ビル用マルチエアコン。

コージェネレーションシステム

熱と電力を同時に生産する設備の総称であり、生み出す熱と電気を互いに再利用することで限られているエネルギー資源を最大限に活用する。発電と排熱利用を同時に行うことにより、大きな省エネルギー化を図れる発電機と熱源を一体化した設備。

雑用水

下水・産業排水等の再生水や雨水をはじめ、水道水と比較して低水質の水のこと。

自然冷媒ヒートポンプ給湯器等

空気の熱で湯を沸かす電気給湯機のこと(エコキュート)。

省エネラベリング

J I S 規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すもの。このラベルが国の定める基準(トップランナー基準)をどの程度達成しているかの度合いを表示している。

主な対象製品：エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、電球、電気便座、炊飯器、電子レンジ、自然冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、ガスストーブ、電気ストーブ、テレビ、ガスコンロ、ガスオーブン、ガス温水機器、石油温水機器、小型ルーター、V T R、D V D、など

進相コンデンサ

交流回路において力率を改善するために挿入するコンデンサ。キュービクルや受電所などの高圧受電設備において用いられる電気機器。電力損失や電圧降下を防ぐもの。

受変電設備

高圧の電気を、実際に使用できる電圧に変換する設備。変圧器や遮断器などの機器で構成され、キュービクルという箱状の筐体に収納されている。

潜熱回収型ガス給湯器

従来の給湯器の仕組みに加え、排気ガスから潜熱(状発熱)を回収することで、効率を向上させたもの。

太陽熱温水器

太陽光に含まれる赤外線を熱として利用することで水を温める装置。

蓄電池

1 回限りではなく、充電して何回でも使用できる電池のこと。太陽光発電で発電した電気を溜めておくことができる。

中央監視装置

施設内を一元管理し、取り付けしたセンサーなどから各種データを得ることで管理コストの平準化・最小化を図る仕組み。空調、照明、動力などの各種設備を集中監視・制御することで効率的に省エネが可能。

中央空調方式(空調システムの中央熱源方式)

熱源を機械室などに集約して配置。冷温水を空気調和機に送水して空調する方式。

主なメリット：建物の運転管理を一箇所で行える。

主なデメリット：各部屋で入切、温度調節ができない。ダクトスペースが必要。

主な熱源機：冷凍機、ボイラー等

停電時自立運転機能

停電した際などに太陽光発電した電気を使って電気器具を使えるように切り替える機能。

デマンド監視装置

電気の使い過ぎを予測や、通知したり、自動で特定の電気機器を切ったりする装置。

電気ヒートポンプ(EHP)

電気モーターで室外機のコンプレッサーを駆動させ、ヒートポンプによって冷暖房を行う空調システムです。

主なメリット：保守維持費がGHPよりはかからない。電気代のみ。ガス配管工事等の必要性が無く、比較的施工が早い。初期導入費用が比較的低い。

主なデメリット：GHPと比較し消費電力が多い。霜降り運転が生じる。

透水性舗装

道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装構造。

トップランナー制度

省エネ法で定められた対象機器は、それぞれ同じ種類の機器の中で、最も優れた消費効率の性能を基準とし、その基準以上の省エネ性能のものとしなければならないとしている。

日射負荷

太陽からの熱は、空調負荷に大きく影響を与えます。太陽光の熱により、室内の温度が上昇すると、その分空調を余計に稼働させなくてはなりません。

熱交換器

暖かい流体から冷たい流体へ熱を移動させる機器。温度の高い物体から低い物体へ効率的に熱を移動させることで物体の加熱や冷却を行う。

熱搬送設備

熱源設備と空調機設備の間で、冷温機、蒸気、冷媒などを搬送・循環させるためのポンプ・配管や、空調機設備と空調対象空間との間で空気を循環させる、あるいは外気を取り入れるためのファン・ダクト等のこと。

パッケージエアコン

業務用エアコンの内の一つ。1台の室外機に対して複数(3～4台程度まで)の室内機をつなげられる。室内機ごとの運転はできず、全て同時に運転・停止となる

ビル用マルチエアコン

業務用エアコンの内の一つ。1台の室外機に対し複数の室内機をつなげられ、室内機ごとの運転が可能。

ピークシフト

電力を消費する時間帯をずらして、電力需要ピーク時における電力消費を抑えること。

ピーク電力の低減(ピークカット)

電気の基本料金は、過去一年間で最も多く使った時間帯の買電量を抑えることで基本料金を抑えることができる(デマンド契約の場合)。

保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。

マイコン制御機能

電子機器のハードウェアの制御を行う。電子機器の機能を、高精度で簡単に操作するための制御システム

模様替え

建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。一般的に改修工事などで現状回復を目的とせずに性能の向上を図ること。

ライトシェルフ

自然光反射庇のこと。直射日光の遮蔽、窓の上部からは反射光を採り入れ、日射制御と昼光利用を両立させるもの。

DCモーター

高速回転が可能で起動トルクが大きい。騒音の抑制や省エネ性の高いモーター。

J I S の照度基準

職場における作業内容や空間の用途に応じた「推奨照度」が定められている。

例)学校(教室)300Em(lx)など

※最低照度は労働安全衛生規則及び事務所衛生基準規則でも定めがあり、精密な作業は300lx以上、普通の作業は150lx以上の照度の最低基準が設けられています。

Z E B(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと。

Z E H(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした住宅のこと。

経 過

令和4年 3月15日 第1回 検討会

参加部署：環境課(環境対策課)、公共施設等マネジメント課、総務管財課、都市計画課(都市づくり課)、建築課

令和4年 4月 7日 第2回 検討会

参加部署：環境対策課、公共施設等マネジメント課、都市づくり課、建築課

令和4年 4月12日 第3回 検討会

参加部署：環境対策課、建築課

令和4年 4月15日 第4回 検討会

参加部署：環境対策課、公共施設等マネジメント課、都市づくり課、建築課

令和4年 4月22日 第5回 検討会

参加部署：環境対策課、公共施設等マネジメント課、都市づくり課、建築課

令和4年 5月 9日 第6回 検討会

参加部署：環境対策課、公共施設等マネジメント課、都市づくり課、建築課

※なお、本方針の主管課は環境対策課であるが、方針内の技術的項目については、建築課により精査済みである。